

(証券コード 9307)
平成 29 年 6 月 7 日

株 主 各 位

大阪市港区福崎1丁目1番57号
株式会社 杉 村 倉 庫
取締役社長 柴 山 恒 晴

第154回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第154回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|---------|---|
| 1. 日 時 | 平成29年6月29日（木曜日） 午前10時 |
| 2. 場 所 | 大阪市港区福崎1丁目1番57号 当社本店会議室 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | 1. 第154期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び
監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第154期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第3号議案 | 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）
に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定に関する件 |
| 第4号議案 | 退任取締役（監査等委員である取締役）に対し退職慰労金
贈呈の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知の事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.sugimura-wh.co.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府の経済政策等により緩やかな回復基調にあるものの、中国をはじめ新興国経済の減速懸念や英国のEU離脱問題、米国新政権の政策動向が金融市場に影響し、国内景気の先行きに不透明感が強まる状況で推移しました。倉庫物流業界においては物流不動産投資が活発化する中、荷動きが依然として鈍い状況で推移し、荷主の合理化要請等による企業間競争が激化しており、引き続き厳しい事業環境が続いております。

このような情勢の下、当社グループにおいては高品質の物流サービスの提供による顧客満足度の向上と業務のより一層の効率化を目指してまいりました。大阪市港区の当社大阪港営業所の新倉庫の建替え工事は、平成28年7月に完了し、稼働を開始いたしました。

当連結会計年度における当社グループの営業収益は、101億9千万円となり、前連結会計年度に比べ7千4百万円（0.7%）の減収となりました。営業原価は83億6百万円となり、前連結会計年度に比べ1千2百万円（0.2%）減少しましたが、販売費及び一般管理費は7億8千1百万円となり、前連結会計年度に比べ8千6百万円（12.4%）増加しました。この結果、営業利益は11億2百万円となり、前連結会計年度に比べ1億4千7百万円（11.8%）の減益となりました。営業外収益の持分法による投資利益が増加しましたが、営業外費用の支払利息が増加しましたので、経常利益は10億4千9百万円となって、前連結会計年度に比べ1億5千2百万円（12.7%）の減益となりました。

特別損失に大阪港営業所の倉庫建替え等に係る固定資産処分損を1億3千2百万円計上しましたが、特別利益に投資有価証券売却益を2億3千5百万円計上しましたので、親会社株主に帰属する当期純利益は7億8千4百万円となり、前連結会計年度に比べ8千1百万円（11.6%）の増益となりました。

セグメントの業績を示すと次のとおりであります。

①物流事業

当連結会計年度は、関西地区における機械消耗品の配送拠点の新設や新規顧客との取引が開始し、これに加えて文書保管の取扱が増加しました。しかし、電気製品、食料品等の取扱が低調で、前連結会計年度に比べ保管料収入が増加したものの、荷役荷捌料収入、運送料収入が減少しました。この結果、外部顧客に対する営業収益は86億1千8百万円となり、前連結会計年度に比べ7千7百万円（0.9%）の減収となりました。費用面では減価償却費や租税公課等が増加しましたので、セグメント利益は4億7千9百万円となり、前連結会計年度に比べ1億1千6百万円（19.5%）の減益となりました。

②不動産事業

一部の物件での賃貸料値下げや賃貸駐車場の解約による減収要因もあり、外部顧客に対する営業収益は12億8千1百万円となり、前連結会計年度に比べ1千9百万円（1.5%）の減収となりました。しかし費用面で修繕費等が減少したことにより、セグメント利益は10億5千2百万円となり、前連結会計年度に比べ1千6百万円（1.6%）の増益となりました。

③その他の事業

ゴルフ練習場は入場者数が微増したものの、使用球数が減少し営業収益が2億1千2百万円となり、ほぼ前連結会計年度並みとなりました。しかし、賃借使用料や動力光熱費等の費用が減少し、前連結会計年度に比べ増益となりました。

売電事業は、平成28年5月に新規設備の稼働により営業収益が7千5百万円となり、前連結会計年度に比べ増収増益となりました。

以上により、その他の事業の営業収益は2億9千万円となり、前連結会計年度に比べ2千2百万円（8.5%）の増収となりました。セグメント利益は7千1百万円となり、前連結会計年度に比べ2千1百万円（43.8%）の増益となりました。

事業セグメント別営業収益

区 分	営 業 収 益
物 流 事 業	8,618 百万円
不 動 産 事 業	1,281
そ の 他 の 事 業	290
合 計	10,190

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中において実施いたしました倉庫設備の建替え、維持、改修、車輛の購入等により、企業集団の設備投資等の総額は、50億7千6百万円となりました。

(3) 資金調達の状況

当社において設備、運転資金に充てるため59億円を銀行より借入れました。

(4) 対処すべき課題

今後の当社グループを取り巻く環境は、国内での製造業の縮小や人口の減少、また大型物流施設の相次ぐ開設などにより需要・供給両面に、また取扱貨物や物流形態に大きな変化が予想されます。このような認識のもと当社グループは不動産事業の安定的収益基盤を維持しながら物流事業の基盤拡大と収益力強化に取り組み、持続的な成長を実現するため以下の課題に対処します。

- ①物流拠点の整備・構築、新情報システムの構築
- ②サービス体制の充実
- ③顧客基盤・取扱貨物の拡大
- ④不動産事業の安定収益の維持
- ⑤経営基盤強化

当社の経営理念である「常にお客様ニーズを先取りし期待に応える」、「物流業務を通じて社会に貢献する」、「株主、従業員に豊さを還元する」に則り、お客様に安心安全で高品質な物流サービスを提供することで、社会から本当に必要とされる物流企業を目指します。

株主の皆様には、何卒一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第151期 平成25年4月から 平成26年3月まで	第152期 平成26年4月から 平成27年3月まで	第153期 平成27年4月から 平成28年3月まで	第154期 平成28年4月から 平成29年3月まで
営業収益(百万円)	9,857	9,949	10,264	10,190
経常利益(百万円)	864	1,008	1,202	1,049
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	412	411	702	784
1株当たり当期純利益(円)	26.08	25.99	44.27	49.39
総資産(百万円)	19,434	19,967	20,502	24,904
純資産(百万円)	8,913	9,802	10,338	10,835
1株当たり純資産額(円)	563.14	617.80	650.24	679.58

(6) 重要な親会社及び子会社の状況（平成29年3月31日現在）

① 親会社との関係

当社の親会社は野村ホールディングス株式会社で、当該会社は当社株式715,000株を保有する大株主です。また、当該会社の子会社である野村土地建物株式会社は当社株式を7,542,229株保有しており、その他の間接保有分を合計すると当該会社の当社に対する持株比率は59.3%となります。野村ホールディングス株式会社は金融業を営んでおり、野村土地建物株式会社は不動産賃貸業を営んでおります。当社と両社の事業活動とは特に関連性はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
杉村運輸株式会社	20 百万円	100 %	一般貨物自動車運送事業
杉村興産株式会社	40	100	ゴルフ練習場
杉村物流サービス株式会社	10	100	梱包業、荷役荷捌業

(注) 当社の連結子会社は上記の3社であり、持分法適用関連会社は1社であります。

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

区 分	主要な事業内容
物流事業	貨物保管、荷役荷捌、貨物自動車運送及びこれに付随する業務
不動産事業	土地、家屋、駐車場等の賃貸業務
その他の事業	ゴルフ練習場、売電事業

(8) 主要な事業所（平成29年3月31日現在）

① 当 社

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
本店	大阪市港区	板橋営業所	東京都板橋区
大阪港営業所	大阪市港区	足立営業所	東京都足立区
城東営業所	大阪市鶴見区	厚木営業所	神奈川県厚木市
神戸摩耶営業所	神戸市灘区	戸田営業所	埼玉県戸田市
神戸ポートアイランド営業所	神戸市中央区		

② 子会社

会 社 名	名 称	所 在 地
杉村運輸株式会社	本店・本社営業所	大阪市港区
	福崎ロジセンター	大阪市港区
	神戸営業所	神戸市灘区
	関東支店・厚木営業所	神奈川県厚木市
	江東営業所	東京都江東区
	足立営業所	東京都足立区
	戸田営業所	埼玉県戸田市
杉村興産株式会社	本店	群馬県邑楽郡
	杉村物流サービス株式会社	本店

(9) 使用人の状況（平成29年3月31日現在）

使用人数	前連結会計年度末比増減数
337名	9名増

(注) 使用人数は就業人員数であります。

(10) 主要な借入先（平成29年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株式会社りそな銀行	3,488 百万円
株式会社日本政策投資銀行	3,463
株式会社三菱東京UFJ銀行	820

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 29,835,000株
 (2) 発行済株式の総数 15,955,010株
 (3) 株主数 997名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
野村土地建物株式会社	7,542 千株	47.5 %
朝日火災海上保険株式会社	1,157	7.3
株式会社りそな銀行	754	4.7
野村ホールディングス株式会社	715	4.5
杉村倉庫従業員持株会	324	2.0
小川義廣	222	1.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・参天製薬株式会社口)	218	1.4
篠川宏明	190	1.2
三和建設株式会社	179	1.1
株式会社山口銀行	176	1.1

(注) 持株比率は、自己株式66,551株を除いて算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員、子会社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名 称	2016年度ストック・オプション
新株予約権の数	117個
保有人数	
当社取締役(社外取締役及び監査等委員を除く)	5名 75個
当社の子会社の取締役	4名 42個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 117,000株
新株予約権の発行価額	1個当たり231,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成31年7月16日から平成36年7月15日まで

名 称	2016年度ストック・オプション
新株予約権の主な行使条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、取締役の在職中及び退任後も行使可能とする。ただし、当社取締役会が、正当な理由により行使不可と決議した場合はこの限りでない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、当社取締役会の承認を得たうえで、法定相続人がこれを行行使することができる。</p> <p>③その他条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権に関する契約に定めるところによる。</p>

(2) 当事業年度中に当社役員、子会社役員に対して職務執行の対価として交付された新株予約権の内容の概要

名 称	2016年度ストック・オプション
発行決議の日	平成28年6月29日
新株予約権の数	117個
交付された者の人数 当社取締役(社外取締役及び監査等委員を除く) 当社の子会社の取締役	5名 75個 4名 42個
新株予約権の目的である株式の種類及び数	当社普通株式 117,000株
新株予約権の発行価額	1個当たり231,000円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株当たり1円
新株予約権の行使期間	平成31年7月16日から平成36年7月15日まで
新株予約権の主な行使条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、取締役の在職中及び退任後も行使可能とする。ただし、当社取締役会が、正当な理由により行使不可と決議した場合はこの限りでない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、当社取締役会の承認を得たうえで、法定相続人がこれを行行使することができる。</p> <p>③その他条件については、当社と新株予約権者との間で個別に締結する新株予約権に関する契約に定めるところによる。</p>

(3) その他新株予約権に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（平成29年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	柴 山 恒 晴	
代表取締役専務	竹 谷 仁 彦	営業部門担当、神戸営業部長、首都圏営業部長、業務部長、杉村運輸株式会社取締役、杉村物流サービス株式会社取締役
常務取締役	佐 伯 祐 三	管理部門担当、総務部長、経営企画部長、杉村興産株式会社取締役
取締役	安 西 史 朗	管理部門副担当、経理部長、杉村興産株式会社代表取締役社長
取締役	野 瀬 光 彦	杉村運輸株式会社代表取締役社長
取締役	西 宏 和	営業部門副担当、大阪営業部長、杉村物流サービス株式会社代表取締役社長
取締役	宮 川 壽 夫	大阪市立大学大学院経営学研究科教授
取締役(常勤監査等委員)	稲 井 博 文	
取締役(常勤監査等委員)	澤 田 司	
取締役(監査等委員)	西 東 久	りそなカード株式会社代表取締役社長

(注) ①平成28年6月29日開催の第153回定時株主総会において、新たに西宏和氏が取締役に選任され、就任いたしました。

②当社は第153回定時株主総会の開催日である平成28年6月29日付で監査等委員会設置会社に移行しました（以下、当該移行を「本件移行」といいます。）。本件移行に伴い、監査役の稲井博文氏、澤田司氏及び西東久氏の3名の任期が満了し、稲井博文氏、澤田司氏及び西東久氏は取締役（監査等委員）に就任しています。

③取締役宮川壽夫氏は社外取締役であり、当社は宮川壽夫氏を東京証券取引所に対して、独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

④取締役（監査等委員）澤田司氏、西東久氏は社外取締役であり、当社は西東久氏を東京証券取引所に対して、独立役員とする独立役員届出書を提出しております。

⑤監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役（監査等委員を除く。）からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに会計監査人及び内部監査室等との十分な連携と監査等委員会の環境整備のため、稲井博文氏、澤田司氏を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各取締役（監査等委員）は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

	人 数	報酬等の額
取締役（監査等委員を除く）	7名	122百万円
（うち社外取締役）	(1名)	(3百万円)
取締役（監査等委員）	3名	19百万円
（うち社外取締役）	(2名)	(9百万円)
監 査 役	3名	5百万円
（うち社外監査役）	(2名)	(2百万円)
合 計	13名	148百万円

- (注) ①平成28年6月7日開催の第153回定時株主総会において、取締役（監査等委員を除く。）の報酬等の限度額を年額1億8,000万円以内、取締役（監査等委員）の報酬等の限度額を年額4,800万円以内と決議いただいております。
- ②平成28年6月29日開催の第153回定時株主総会終結の時をもって監査役を退任し取締役（監査等委員）に就任した稲井博文氏、澤田司氏及び西東久氏については、監査役在任期間分は監査役に、取締役（監査等委員）在任期間分は取締役（監査等委員）に、それぞれ区分して上記の員数と総額に含めております。
- ③報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与・賞与は含めておりません。
- ④上記には役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した21百万円及び2016年度ストック・オプションに係る株式報酬費用17百万円を含んでおります。
- ⑤上記のほか、当社役員が当社親会社又は当社親会社の子会社から受けた役員としての報酬額は、監査役が1名11百万円（うち社外監査役1名11百万円）であります。
- ⑥上記のほか、前事業年度に逝去により退任した監査役1名に対し退職弔慰金300万円を支給しております。また、監査等委員会設置会社への移行に際し、任期満了となった監査役の退職慰労金400万円を将来の退任時に支給する債務として、固定負債のその他に計上しております。

(4) 社外役員に関する事項

①取締役 宮川 壽夫

ア. 重要な兼職先と当社との関係

大阪市立大学大学院経営学研究科教授を兼任しております。同氏は当社の親会社である野村ホールディングス株式会社の出身ですが、退社後5年以上を経過しており、これにより同社が当社の経営の意思決定に対する影響を及ぼすことは特にありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に11回開催した取締役会全てに出席し、主に大学院教授としての専門的な識見に基づき、適宜発言を行っております。

②取締役（監査等委員）澤田 司

ア. 重要な兼職先と当社との関係

当社との間に記載すべき関係はありません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に11回開催した取締役会、監査役会4回及び監査等委員会8回全てに出席し、主に金融機関勤務経験に基づく専門的見地から適宜適切な発言を行っております。

③取締役（監査等委員） 西東 久

ア. 重要な兼職先と当社との関係

りそなカード株式会社の代表取締役を兼務しております。りそなカード株式会社と当社は平成29年3月期において取引関係がありません。同氏は当社の取引先銀行のひとつである株式会社りそな銀行出身ですが、当社の借入金残高に占める割合は、特に突出してはおりません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度中に11回開催した取締役会、監査役会4回及び監査等委員会8回全てに出席し、主に会社役員としての豊富な経験と識見に基づき適宜発言を行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|-----------------------------------|-------|
| ① 当社が支払うべき報酬等の額 | 23百万円 |
| ② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23百万円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の報酬について、必要な資料を入手し審議した結果、次の理由により同意いたしました。

- 1) 当社におけるこれまでの会計監査人の監査実績は相当である。
- 2) 会計監査人の監査計画が当社及び子会社の規模・業務を十分に考慮したものである。
- 3) 内部統制評価及びリスク検証において不合理な点がない。
- 4) 日本公認会計士協会の報酬資料及び同業他社の報酬との比較において妥当である。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が職務上の義務に違反し、または職務を怠り、もしくは会計監査人としてふさわしくない非行があるなど、当社にとって重大な支障があると判断した場合には、会社法第340条の規定により会計監査人を解任いたします。

また監査等委員会は、その他会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認める場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定します。

(5) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

当社の会計監査人である新日本有限責任監査法人は、平成27年12月22日付けで金融庁より契約の新規の締結に関する業務の停止3か月（平成28年1月1日から同年3月31日まで）及び業務管理体制の改善命令の処分を受けております。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

会社法及び会社法施行規則に基づき、取締役会で決議した当社の業務の適正を確保するための体制の整備につきましては次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役・使用人の職務執行は法令、定款及び社内規程の定めによるとともに、法令遵守、公正な業務運営の確保が基本である旨の社風作りを目指す。社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、その下に地区・子会社による分科会を設置、コンプライアンス経営の徹底・啓発を図り、倫理教育・内部報告体制をとる。

「杉村グループ倫理規程」に「市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断する。」と定め、反社会的勢力に対しては、弁護士、警察等とも連携し組織的に対応する。

「内部通報処理に関する規程」において、使用人等からの組織的または個人的な法令違反行為等に関する相談または通報を受ける窓口（通報窓口）の設置を定め、不正行為等の早期発見と是正を図る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は議事録・稟議書・契約書等の文書により保存するものとし、その保存期間及び管理体制については文書簿表保存規程による。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理は「杉村グループリスク管理規程」及び関連社内諸規程の定めによる。

定期的にはリスクマネジメント委員会を開催し、事業の継続及び安定的発展を阻害すると想定される様々なリスクを分析し、またその対策を検討し、社内で共有することにより、そのリスクの回避または低減を図る。また内部監査室が定期的にはリスク対策等の状況を検証し、その結果を社長及び監査等委員会に報告する。

重大な損失またはその恐れが発生した場合は、社長はリスク管理責任者を指名してリスク対策室を設置し、当社の損失を早期にかつ最小限に止める措置を講じる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

経営に係わる重要事項については社内規程に従い、経営会議の審議を経て取締役会において社外取締役も交え協議の上、執行決定を行う。

取締役会等での決定に基づく業務執行は、社長の下、業務担当取締役、各部室長が遂行し、それぞれの組織権限や実行責任者、業務手続きは社内規程による。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

杉村グループ全社を対象とした「杉村グループ倫理規程」、「コンプライアンス委員会規程」、「内部通報処理に関する規程」及び「杉村グループリスク管理規程」を設け、適切に運用するとともに次の体制を維持することにより、子会社を含む企業集団として業務の適正を確保する。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告に関する体制

月2回開催する経営会議において、各子会社の社長は営業報告並びに重要な取締役会決議事項の執行状況の報告を行う。

年2回開催する杉村グループ取締役（社外取締役を除く。）及び管理職による合同管理職会議において、事業結果の検証とグループ目標の明確な付与を行うとともに、グループの連帯感の維持向上を図る。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

子会社の損失の危険の管理は「杉村グループリスク管理規程」及び子会社の諸規程の定めによる。経営会議及びリスクマネジメント委員会で、子会社から事業の継続及び安定的発展を阻害すると想定されるリスクの報告を求め、そのリスク発生が当社に及ぼす損失を分析・検討し、社長はリスクの回避または低減に必要な措置を子会社の社長に指示する。

また内部監査室が子会社の内部監査室等と連携し、定期的に子会社のリスク対策等の状況を検証し、その結果を社長、監査等委員会及び子会社の社長に報告する。

子会社に重大な損失またはその恐れが発生し、当社に重大な影響を及ぼすと判断した場合は、社長は当社からリスク管理責任者を指名してリスク対策室を設置し、子会社及び当社の損失を早期かつ最小限に止める措置を講じる。

ハ. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

子会社の社長及び取締役が経営会議に出席し、子会社の経営計画に関する事項、財務に関する事項、稟議に関する事項及びその他業務執行上で重要と認められる事項の報告を行い、社長は必要があると認める場合は子会社の社長に指示・助言を行う。

ニ. 子会社の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「杉村グループ倫理規程」を共有して、子会社の法令遵守及び公正な業務運営の確保を図るとともに、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。当社社長を委員長とするコンプライアンス委員会に子会社の取締役・使用人の出席を求め、子会社のコンプライアンス経営並びに倫理教育・内部報告体制を確認する。また子会社のコンプライアンス分科会を通して、子会社の使用人へのコンプライアンス意識向上の体制を確認する。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役（監査等委員を除く。）からの独立性に関する事項、並びにその使用人に対する指示の実効性の確保に対する事項

社長は監査等委員会より監査等委員会の職務の補助をすべき使用人（以下、「補助使用人」という。）を置くことを求められた場合、取締役会で補助使用人の人数地位等について審議の上決定する。

監査等委員会の補助使用人は、監査等委員会の円滑な運営及び監査の有効化を図るため、監査等委員会の指示・命令に従い、他の業務から独立して監査等委員会の補助業務を行う。またその補助使用人は、監査等委員会が必要と認める社内会議及び研修会等に出席する。

監査等委員会の職務を補助する使用人の人事異動考課については、あらかじめ監査等委員会の同意を求める。また、賃金その他報酬についてもあらかじめ監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会で決定する。

- (7) 監査等委員会への報告に関する体制

次の体制を維持して、監査等委員会への報告に関する体制を確保する。

イ. 取締役（監査等委員を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

取締役（監査等委員を除く。）及び使用人は、監査等委員が重要な会議に出席しなかった場合、求めに応じて付議された案件等について監査等委員会に報告する。また当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、内部監査室が実施した監査の結果も監査等委員会に報告する。その他、監査等委員会から職務遂行について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

「内部通報処理に関する規程」により設けられた通報窓口へ寄せられた情報を、窓口管理者は定期的に監査等委員会に報告する。内部調査等が行われた場合は、調査結果、是正措置及び再発防止策も随時、監査等委員会に報告する。

ロ. 子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告するための体制

監査等委員は子会社の取締役会その他重要な会議に陪席することができる。

子会社の取締役及び使用人は、監査等委員が子会社の取締役会等重要な会議に陪席しなかった場合、求めに応じて付議された案件等について監査等委員に報告する。また当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、子会社の内部監査室等が実施した監査の結果も報告する。その他、監査等委員会から職務遂行について報

告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

「内部通報処理に関する規程」は杉村グループ全社を対象としている。そのため子会社の取締役及び使用人からの内部通報も当社通報窓口が受け取り、その情報は上記イと同様の扱いになる。

- (8) 内部通報等で報告をした者がその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

杉村グループの「内部通報処理に関する規程」に、通報者の保護を明記し、当社グループの取締役及び使用人に対して、内部通報をした者が当該報告をしたことを理由として、不利益な取扱いを行わないことを周知徹底する。また、当社及び子会社は、通報者の職場環境が悪化することのないよう適切な措置をとる。

- (9) 監査等委員の職務について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行について、会社に対して会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い、支出した費用の償還、又は負担した債務の債権者に対する弁済の請求があったときは、その請求に係る費用等が監査等委員の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかにその費用、償還又は弁済を処理する。

- (10) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員が重要な会議、委員会に出席できる体制をとる。

議事録、稟議書、契約書等の文書は監査等委員会の縦覧に供する。

監査等委員会は必要に応じて各種会議の担当者に対して必要な調査、報告等を要請することができる。

内部監査室は、監査等委員会と緊密な連携を保持し、また、監査等委員会の要請に応じてその監査に協力する。

- (11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく、有効かつ適切な内部統制システムを構築する。

杉村グループの取締役全員（非常勤を除く。）と幹部社員で構成する内部統制委員会を設置し、現状の把握、不備・是正の検討、体制の見直し等を行い、適切な体制を整備する。

また、その体制の信頼性、適正性を維持・向上するため整備・運用状況について継続的に評価し、必要な是正措置を行うものとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当期における内部統制システムの主な運用状況については次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款の適合性を確保するための取組み

取締役及び使用人が参加するコンプライアンス委員会において、法令及び定款遵守の実施状況、課題及び参考事例等を確認して情報の共有を行うとともに、重要事項について協議を行いました。また、同時に事業活動に重大な悪影響を及ぼす損失の可能性のある様々なリスクを把握し、リスク低減策を策定、実行しました。

内部通報制度により、不正行為の防止及び早期発見のため当社に通報窓口を設け、杉村グループの使用人等から直接通報を受ける体制を取っています。また、その通報の内容は監査等委員会に報告されます。

(2) 当社及び子会社の取締役の職務執行の効率性を確保するための取組み

毎月開催する経営会議において取締役の職務執行の効率性を確認し、意見交換を行って情報の共有を行いました。同会議には、重要な子会社の役員も出席し、業務執行状況の報告を受けてその職務執行の効率性を確認しました。出席した監査等委員から必要に応じ意見を求め、業務執行の遵法性の確保に努めました。経営会議の審議を経て行われる取締役会においては、社外取締役が、独立的かつ客観的な立場から専門的な意見・提言を表明しました。また、これに加え重要な子会社の取締役会には当社の兼務取締役が出席し、必要な意見を述べました。

(3) 企業集団における業務の適正を確保する取組み

子会社を含む合同のコンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会において、各社の課題と想定リスク及びそれらへの取組み状況等の報告を求め、意見交換と情報共有とともに明確な指示を行い、企業集団として業務の適正の確保に努めました。

また毎月開催される経営会議において、子会社の常勤取締役から各子会社の営業実績及び業務執行等の報告を受け、必要に応じ協議しました。また、杉村グループの常勤の取締役及び幹部社員により年2回開催される合同管理職会議において、杉村グループの事業結果の検証と目標設定を共有して、杉村グループの強化を図るとともに業務の適正に努めました。

(4) 監査等委員の実効的な監査を確保する取組み

監査等委員会は毎月開催され、杉村グループの業務遂行状況及び監査等に関する情報の共有を図りました。常勤監査等委員は、取締役会の他、経営会議、子会社報告会、合同管理職会議、コンプライアンス委員会及びリスクマネジメント委員会の全てに出席し、必要に応じ意見を述べました。また、常勤監査等委員は会議議事録、稟議書類、契約書、出金伝票等の閲覧、事業所のヒアリング監査、会計監査人及び内部監査室との連携を通して監査の実効性の確保に努めました。

(5) 財務報告の信頼性を確保するための取組み

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を鑑み、杉村グループの常勤取締役及び幹部社員から成る内部統制委員会を開催し、内部監査室が事業所において行った内部監査に基づき、内部統制の有効性を評価しました。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は剰余金の配当について、配当政策を経営の重要課題のひとつとして位置付けており、財務基盤や今後の投資計画等を勘案して、安定配当を確保しながら機動的に実施することを基本方針としております。

この方針のもと、当事業年度の剰余金の配当は、昨年12月に1株につき3円の間配当を実施し、期末配当を1株につき4円50銭とさせていただきました。

今後も株主の皆様の期待に沿うべく、利益還元積極的に努める所存であります。

-
1. 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。
また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。
 2. 記載金額には消費税は含まれておりません。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	6,920,409	流 動 負 債	2,563,640
現金及び預金	2,996,728	支払手形及び買掛金	387,062
受取手形及び売掛金	1,119,548	1年内返済予定の長期借入金	1,549,874
リース投資資産	2,355,929	未払金	23,221
未収消費税等	325,292	リース債務	11,591
未収還付法人税等	14,909	未払法人税等	40,907
繰延税金資産	45,281	未払消費税等	35,806
その他の	67,025	賞与引当金	163,242
貸倒引当金	△ 4,306	未払費用	203,552
固 定 資 産	17,984,111	その他の	148,382
有形固定資産	14,895,068	固 定 負 債	11,505,646
建物及び構築物	9,116,671	長期借入金	9,905,947
機械装置及び運搬具	733,593	長期預り金	241,854
工具、器具及び備品	188,234	リース債務	32,253
土地	4,821,971	繰延税金負債	355,452
リース資産	34,598	役員退職慰勞引当金	132,051
無形固定資産	327,408	厚生年金基金解散損失引当金	71,770
借地権	295,290	退職給付に係る負債	728,129
その他の	32,118	資産除去債務	33,706
投資その他の資産	2,761,634	その他の	4,480
投資有価証券	2,410,629	負 債 合 計	14,069,287
繰延税金資産	130,642	(純 資 産 の 部)	
その他の	241,749	株 主 資 本	10,000,372
貸倒引当金	△ 21,387	資本金	2,551,755
		資本剰余金	2,326,703
		利益剰余金	5,141,125
		自己株式	△ 19,211
		その他の包括利益累計額	793,638
		その他有価証券評価差額金	828,334
		退職給付に係る調整累計額	△ 34,696
		新株予約権	41,223
資 産 合 計	24,904,521	純 資 産 合 計	10,835,233
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	24,904,521

連 結 損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		10,190,242
営 業 原 価		8,306,075
営 業 総 利 益		1,884,166
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		781,336
営 業 利 益		1,102,830
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	41,201	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	18,879	
そ の 他	46,563	106,644
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	128,138	
そ の 他	31,517	159,656
経 常 利 益		1,049,819
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	235,670	235,670
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	132,093	132,093
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,153,396
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	224,847	
法 人 税 等 調 整 額	144,077	368,925
当 期 純 利 益		784,470
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		—
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		784,470

連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成28年4月1日残高	2,551,755	2,326,703	4,491,713	△18,960	9,351,211
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行					—
剰余金の配当			△ 135,058		△ 135,058
親会社株主に帰属する当期純利益			784,470		784,470
自己株式の取得				△ 251	△ 251
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
当連結会計年度中の変動額合計	—	—	649,412	△ 251	649,160
平成29年3月31日残高	2,551,755	2,326,703	5,141,125	△ 19,211	10,000,372

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
平成28年4月1日残高	1,019,696	△42,333	977,363	9,972	10,338,547
当連結会計年度中の変動額					
新株の発行					—
剰余金の配当					△ 135,058
親会社株主に帰属する当期純利益					784,470
自己株式の取得					△ 251
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△ 191,362	7,637	△ 183,724	31,251	△ 152,473
当連結会計年度中の変動額合計	△ 191,362	7,637	△ 183,724	31,251	496,686
平成29年3月31日残高	828,334	△ 34,696	793,638	41,223	10,835,233

連 結 注 記 表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数は、杉村運輸㈱、杉村興産㈱及び杉村物流サービス㈱の3社であり、非連結子会社はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

持分法の適用会社は、関連会社近畿港運㈱の1社であり、非適用会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

当社と同一であります。

4. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な資産である建物及び構築物の耐用年数は15～31年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しております。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

役員退職慰労引当金……役員に支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

厚生年金基金解散損失引当金……一部の連結子会社は、厚生年金基金解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、解散時の損失等の当連結会計年度末における合理的な見積額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③ 小規模企業における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に営業収益と営業原価を計上する方法によっております。

(6) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、金融商品会計基準に定める特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象及びヘッジ方針

変動金利の長期借入金の一部について支払利息を固定化するために金利スワップを利用しております。

③ 有効性評価の方法

当該金利スワップの想定元本、利息の受払条件及び契約期間と変動金利の長期借入金の借入条件との比較など、金利スワップの特例処理の適用要件に照らして、ヘッジ有効性を評価しています。

(7) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ50,442千円増加しております。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において流動資産の「その他」に含めておりました「未収消費税等」(前連結会計年度4,056千円)については、重要性が高まったため、当連結会計年度より区分掲記しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

連結貸借対照表に関する注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 担保に供している資産及び対応する債務
担保に供している資産は次のとおりであります。

有形固定資産	4,237,918千円
リース投資資産	1,456,730千円

対応する債務は次のとおりであります。

- | | |
|------------------------|-------------|
| 長期借入金
(1年以内返済予定分含む) | 7,401,015千円 |
|------------------------|-------------|
- 有形固定資産の減価償却累計額 16,162,461千円

連結株主資本等変動計算書に関する注記

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 15,955,010株
- 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成28年6月29日の定時株主総会において次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	87,390千円
1株当たりの配当額	5円50銭
基準日	平成28年3月31日
効力発生日	平成28年6月30日

平成28年10月28日の取締役会において次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	47,667千円
1株当たりの配当額	3円00銭
基準日	平成28年9月30日
効力発生日	平成28年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

平成29年4月28日の取締役会において次のとおり決議しております。

株式の種類	普通株式
配当金の総額	71,498千円
1株当たりの配当額	4円50銭
配当原資	利益剰余金
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月8日

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 126,000株 |
|------|----------|

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入れにより設備資金及び運転資金を調達しております。一部の長期借入金は、金利変動リスクのヘッジ手段として金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しておりますが、投機的なデリバティブ取引は行っておりません。

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、これらの管理については、売掛金滞留システムによって取引先ごとの残高、期日管理を行っており、随時、滞留状況を正確に把握するとともに、信用状況の変化にすぐに対応できる体制となっております。

投資有価証券である株式は市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的に把握された時価が取締役に報告されております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額 (※)	時 価 (※)	差 額
(1) 現金及び預金	2,996,728	2,996,728	—
(2) 受取手形及び売掛金	1,119,548	1,119,548	—
(3) リース投資資産	2,355,929	2,295,815	△60,113
(4) 投資有価証券			
その他有価証券	1,768,034	1,768,034	—
(5) 支払手形及び買掛金	(387,062)	(387,062)	—
(6) 長期借入金	(11,455,821)	(11,538,373)	△82,552
(7) デリバティブ取引	—	—	—

(※) 負債に計上されているものについて () で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金並びに (2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース投資資産

時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(4) 投資有価証券

時価については、株式は取引所の価格によっております。

(5) 支払手形及び買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入れを行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており(下記(7)参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

(7) デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 642,595千円)は市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府及び神奈川県において、賃貸用のオフィスビル、倉庫を所有しております。これら賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額			当期末の時価
	当期首残高	当期増減額	当期末残高	
賃貸等不動産	2,411,968	△42,798	2,369,169	4,960,101
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	791,296	△21,411	769,884	1,737,654

- (注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
(注2) 当期増減額のうち、主な増加額は設備の改修工事31,577千円等によるものであります。
(注3) 当期増減額のうち、主な減少額は設備の改修に伴う除却1,328千円、減価償却による簿価94,459千円等によるものであります。
(注4) 当期末の時価は主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については自社で指標等を用いて調整を行い、合理的に算定した金額であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する当連結会計年度における損益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	賃貸収益	賃貸費用	差額	その他(売却損益等)
賃貸等不動産	513,963	96,095	417,867	—
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	279,084	22,576	256,507	—

- (注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社及び一部の子会社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は、計上されておられません。なお、当該不動産に係る費用(減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等)については、賃貸費用に含まれております。

一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たりの純資産額	679円58銭
一株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
連結貸借対照表の純資産の部の合計額	10,835,233千円
普通株式に係る純資産額	10,794,010千円
連結貸借対照表の純資産の部の合計額と一株当たり純資産額算定に用いられた普通株式に係る連結会計年度末の純資産額との差額	
	41,223千円
普通株式の期末発行済株式数	15,955,010株
普通株式の自己株式数	71,556株
一株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	15,883,454株
2. 一株当たり当期純利益金額	49円39銭
一株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純利益	784,470千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益	784,470千円
普通株式の期中平均株式数	15,884,006株

貸 借 対 照 表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,022,416	流 動 負 債	2,569,082
現 金 及 び 預 金	1,650,110	買 掛 金	348,977
売 掛 金	636,217	1年内返済予定の長期借入金	1,999,874
リ ー ス 投 資 資 産	2,355,929	未 払 金	11,086
前 払 費 用	11,650	リ ー ス 債 務	11,591
立 替 金	26,380	未 払 費 用	61,438
未 収 消 費 税 等	325,292	繰 延 税 金 負 債	26,205
未 収 還 付 法 人 税 等	14,909	預 り 金	7,893
そ の 他	6,233	賞 与 引 当 金	62,570
貸 倒 引 当 金	△ 4,306	そ の 他	39,444
固 定 資 産	17,726,713	固 定 負 債	11,546,501
有 形 固 定 資 産	14,631,657	長 期 借 入 金	10,405,947
建 物	8,623,827	長 期 預 り 金	241,854
機 械 及 び 装 置	476,392	リ ー ス 債 務	32,253
車 両 運 搬 具	503,667	繰 延 税 金 負 債	370,750
工 具、器 具 及 び 備 品	18,816	退 職 給 付 引 当 金	346,514
土 地	152,383	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	110,994
リ ー ス 資 産	4,821,971	資 産 除 去 債 務	33,706
無 形 固 定 資 産	34,598	そ の 他	4,480
借 地 権	321,173	負 債 合 計	14,115,583
そ の 他	295,290	(純 資 産 の 部)	
投 資 そ の 他 の 資 産	25,883	株 主 資 本	7,780,970
投 資 有 価 証 券	2,773,883	資 本 金	2,551,755
関 係 会 社 株 式	2,257,772	資 本 剰 余 金	2,326,703
長 期 貸 付 金	347,740	資 本 準 備 金	646,954
長 期 前 払 費 用	2,562	そ の 他 資 本 剰 余 金	1,679,748
そ の 他	830	利 益 剰 余 金	2,920,489
貸 倒 引 当 金	166,365	そ の 他 利 益 剰 余 金	2,920,489
	△ 1,387	特 別 償 却 準 備 金	115,739
		配 当 準 備 積 立 金	172,000
		買 換 資 産 圧 縮 積 立 金	199,217
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,433,532
		自 己 株 式	△ 17,978
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	811,353
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	811,353
		新 株 予 約 権	41,223
		純 資 産 合 計	8,633,546
資 産 合 計	22,749,130	負 債 ・ 純 資 産 合 計	22,749,130

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営 業 収 益		6,471,141
営 業 原 価		5,138,018
営 業 総 利 益		1,333,122
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		561,805
営 業 利 益		771,316
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	51,401	
そ の 他	30,684	82,086
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	130,868	
そ の 他	27,735	158,604
経 常 利 益		694,798
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	235,670	235,670
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	132,093	132,093
税 引 前 当 期 純 利 益		798,375
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	108,100	
法 人 税 等 調 整 額	145,416	253,517
当 期 純 利 益		544,858

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								
	資本金	資本剰余金				利益剰余金			
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金				利益剰余金 合計
					特別償却 準備金	配当準備 積立金	買換資産 圧縮積立金	繰越利益 剰余金	
平成28年4月1日残高	2,551,755	646,954	1,679,748	2,326,703	146,298	172,000	199,217	1,993,174	2,510,690
事業年度中の変動額									
新株の発行									
剰余金の配当								△135,058	△135,058
特別償却準備金の取崩					△30,558			30,558	—
当期純利益								544,858	544,858
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	△30,558	—	—	440,358	409,799
平成29年3月31日残高	2,551,755	646,954	1,679,748	2,326,703	115,739	172,000	199,217	2,433,532	2,920,489

	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
平成28年4月1日残高	△17,726	7,371,422	1,004,001	1,004,001	9,972	8,385,395
事業年度中の変動額						
新株の発行		—				—
剰余金の配当		△135,058				△135,058
特別償却準備金の取崩		—				—
当期純利益		544,858				544,858
自己株式の取得	△251	△251				△251
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△192,648	△192,648	31,251	△161,397
事業年度中の変動額合計	△251	409,547	△192,648	△192,648	31,251	248,150
平成29年3月31日残高	△17,978	7,780,970	811,353	811,353	41,223	8,633,546

個 別 注 記 表

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法
その他有価証券

時価のあるもの……………期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

2. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く。）

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。なお、主な資産である建物及び構築物の耐用年数は15～31年であります。

② 無形固定資産（リース資産を除く。）

定額法を採用しています。なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸 倒 引 当 金……………債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

賞 与 引 当 金……………従業員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

退職給付引当金……従業員に支給する退職給付に充てるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。未認識数理計算上の差異の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

役員退職慰労引当金……役員に支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。

4. 重要な収益及び費用の計上基準

ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準

リース料受取時に営業収益と営業原価を計上する方法によっております。

5. ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

金利スワップ取引について、金融商品会計基準に定める特例処理を行っております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象及びヘッジ方針

変動金利の長期借入金の一部について支払利息を固定化するために金利スワップを利用しております。

③ 有効性評価の方法

当該金利スワップの想定元本、利息の受払条件及び契約期間と変動金利の長期借入金の借入条件との比較など、金利スワップの特例処理の適用要件に照らして、ヘッジ有効性を評価しております。

6. 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ50,442千円増加しております。

(表示方法の変更)

前事業年度において流動資産の「その他」に含めておりました「未収消費税等」(前事業年度4,056千円)については、重要性が高まったため、当事業年度より区分掲記しております。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

貸借対照表に関する注記

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社に対する短期金銭債権 7,121千円
短期金銭債務 245,608千円
3. 担保に供している資産及び対応する債務
担保に供している資産は次のとおりであります。
有形固定資産 4,237,918千円
リース投資資産 1,456,730千円
対応する債務は次のとおりであります。
長期借入金 7,401,015千円
(1年以内返済予定分含む)
4. 有形固定資産の減価償却累計額 15,279,349千円
5. 取締役等に対する金銭債務 4,480千円

損益計算書に関する注記

1.	記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。		
2.	営業収益の内訳	保管料	1,342,050千円
		荷役荷捌料	1,999,529千円
		運送料	1,564,146千円
		賃貸料	1,443,309千円
		その他	122,104千円
		合計	<u>6,471,141千円</u>
3.	営業原価の内訳	賃借及び使用料	209,709千円
		荷役荷捌費	1,388,382千円
		運送費	1,504,582千円
		租税公課	263,741千円
		人件費	589,260千円
		減価償却費	654,332千円
		その他	528,010千円
		合計	<u>5,138,018千円</u>
4.	関係会社との取引高	営業収益	250,518千円
		営業原価他	1,860,651千円
		営業外収益	12,237千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1.	記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。		
2.	当事業年度の末日における自己株式の種類及び株式数		
		普通株式	66,551株
3.	当事業年度の末日における当社が発行している新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数		
		普通株式	126,000株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産

賞与引当金	19,271千円
退職給付引当金	106,080千円
役員退職慰労引当金	33,964千円
減損損失	496,570千円
投資有価証券評価損	56,791千円
ゴルフ会員権評価損	64,537千円
その他	26,844千円
小計	804,060千円
評価性引当額	△657,718千円

繰延税金資産合計

146,342千円

繰延税金負債

買換資産圧縮積立金	△86,620千円
特別償却準備金	△51,042千円
その他有価証券評価差額金	△346,756千円
その他	△58,879千円

繰延税金負債合計

△543,299千円

繰延税金負債純額

△396,956千円

関連当事者との取引に関する注記

属性	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	杉村運輸(株)	直接100%	当社の受託 貨物の運送 役員の兼任	運送料他の 支払	1,647,303	買掛金及び 未払費用	229,253

1. 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
2. 運送料金その他の取引条件については、第三者との通常取引と同様に決定しております。

一株当たり情報に関する注記

1. 一株当たりの純資産額	540円79銭
一株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
貸借対照表の純資産の部の合計額	8,633,546千円
普通株式に係る純資産額	8,592,323千円
貸借対照表の純資産の部の合計額と一株当たり純資産額算定に用いられた普通株式に係る当事業年度末の純資産額との差額	
	41,223千円
普通株式の期末発行済株式数	15,955,010株
普通株式の自己株式数	66,551株
一株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式の数	15,888,459株
2. 一株当たり当期純利益金額	34円29銭
一株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。	
損益計算書上の当期純利益	544,858千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る当期純利益	544,858千円
普通株式の期中平均株式数	15,889,011株

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

株式会社 杉村倉庫
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 谷上和範 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田美穂 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社杉村倉庫の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社杉村倉庫及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成29年5月19日

株式会社 杉 村 倉 庫
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 谷 上 和 範 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 上 田 美 穂 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社杉村倉庫の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第154期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社についても、重要な会議に出席し、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、重要な書類を開覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月22日

株式会社杉村倉庫 監査等委員会

常勤監査等委員 稲井 博 文 ㊟

常勤監査等委員 澤田 司 ㊟

監査等委員 西東 久 ㊟

(注) 監査等委員 澤田司及び西東久は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会においては異論のない旨を確認しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
1	しば やま つね はる 柴 山 恒 晴 (昭和34年11月27日生)	昭和57年 4月 野村証券株式会社入社 平成15年 4月 同社新潟支店長 平成18年 7月 同社人事部長 平成20年 4月 同社執行役 人事担当 平成22年 4月 同社常務 平成23年 6月 当社代表取締役副社長 平成24年 6月 当社代表取締役社長（現任）	42,984株
2	たけ たに まさ ひこ 竹 谷 仁 彦 (昭和32年7月18日生)	昭和56年 4月 当社入社 平成14年 4月 当社首都圏営業部長 平成18年 6月 当社取締役 平成25年 4月 当社常務取締役 平成26年 6月 当社代表取締役常務取締役 平成28年 6月 当社代表取締役専務取締役 (現任) <現在の担当> 営業部門担当、神戸営業部長、首都圏営業部長、 業務部長 <重要な兼職の状況> 杉村物流サービス株式会社取締役 杉村運輸株式会社取締役	92,712株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	さ えき ゆう ぞう 佐 伯 祐 三 (昭和32年7月7日生)	昭和55年 4月 当社入社 平成18年 4月 当社大阪営業部長 平成19年 6月 当社取締役 平成28年 6月 当社常務取締役 (現任) ＜現在の担当＞ 管理部門担当、総務部長、経営企画部長 ＜重要な兼職の状況＞ 杉村興産株式会社取締役	42,257株
4	あん ざい し ろう 安 西 史 朗 (昭和32年7月14日生)	昭和56年 4月 当社入社 平成18年 4月 当社経理部長 平成20年 6月 当社取締役 (現任) ＜現在の担当＞ 管理部門副担当、経理部長 ＜重要な兼職の状況＞ 杉村興産株式会社代表取締役社長	32,549株
5	の せ みつ ひこ 野 瀬 光 彦 (昭和30年3月22日生)	昭和56年10月 東京杉村運輸株式会社 (現 杉村運輸株式会社) 入社 平成12年 6月 同社業務部長 平成18年 4月 杉村運輸株式会社 管理本部長 平成21年 6月 同社取締役関東支店長 平成26年 6月 同社常務取締役 平成27年 6月 同社代表取締役社長 (現任) 当社取締役 (現任)	16,236株
6	にし ひろ かず 西 宏 和 (昭和35年6月8日生)	昭和60年 4月 当社入社 平成26年 7月 当社大阪港営業所長 平成28年 4月 当社大阪営業部長 平成28年 6月 当社取締役 (現任) ＜現在の担当＞ 営業部門副担当、大阪営業部長 ＜重要な兼職の状況＞ 杉村物流サービス株式会社代表取締役社長	11,013株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、地 位、担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
7	みやがわ ひさお 夫 宮 川 壽 (昭和35年4月7日生)	昭和60年 4月 野村証券株式会社 入社 平成13年 9月 米国トムソンコーポレーション 株式会社 入社 平成19年 8月 野村証券株式会社 入社 平成22年 4月 大阪市立大学大学院経営学 研究科 専任講師 平成22年10月 同 准教授 平成26年 4月 同 教授 (現任) 平成27年 6月 当社取締役 (現任)	0株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式の数には、役員持株会名義で所有する持分株数を含んでおります。
3. 宮川壽夫氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。また、同氏は現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 宮川壽夫氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、長年、金融機関で重要職務に従事し、現在は大阪市立大学大学院経営学研究科教授として同分野を研究されており、それに基づく豊富な知識と高い見識を有しておられることから、社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。
5. 宮川壽夫氏は、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、責任限定契約を継続する予定です。

第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役西東久氏は、本総会終結の時をもって辞任されます。つきましては新たに監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本候補者は退任する監査等委員である取締役の補欠として選任される者ではなく、その任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。また、本議案に関しましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する 当社株式 数
* よし い ひろし 吉 井 宏 (昭和27年9月22日生)	昭和51年 4月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入行 平成14年 8月 同社 営業統括個人部長 平成15年 6月 株式会社りそな銀行 大阪営業推進第一部長 平成18年 3月 同社 船場支店長兼心斎橋支店長 平成19年 6月 同社 執行役員 平成21年 6月 りそなビジネスサービス株式会社 取締役副社長 平成22年 6月 りそな決済サービス株式会社 取締役副社長 平成23年 6月 ディー・エフ・エル・リース株式会社 代表取締役社長(現任)	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. *印は新任候補者であることを示しております。
 3. 吉井宏氏は社外取締役候補者であります。同氏は会社役員経験者として、また経営の専門家としての豊富な経験と高い見識を当社の監査・監督に活かしていただくため、社外取締役候補者として選任しております。同氏の選任が承認された場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届出る予定であります。なお、同氏は平成29年6月26日にディー・エフ・エル・リース株式会社代表取締役社長を退任します。
 4. 吉井宏氏の選任が承認された場合、当社定款に基づき、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。

第3号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定に関する件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、平成28年6月29日開催の第153回定時株主総会において、年額1億8,000万円以内（うち、社外取締役分は年額1,000万円以内）、また、その報酬の内枠の報酬として、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に付与される株式報酬型ストック・オプションに基づく報酬は年額2,800万円以内とする旨のご承認を頂き、現在にいたっております。

今般、取締役が業績向上と企業価値向上への貢献意欲や士気を高める目的を維持しながら、株式報酬制度に係る事務管理負担の低減を図るため、株式報酬型ストック・オプション制度を廃止し、譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしたく存じます。当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対して、上記1億8,000万円の報酬の内枠の報酬として、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額2,800万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は7名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、社外取締役1名を除き、対象取締役は6名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年140,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定され

ます。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より1年間から10年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時、退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問その他これに準ずる地位のいずれの地位を退任、退職した場合には、その退任、退職につき、任期満了、死亡又はその他正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役、使用人又は顧問その他これに準ずる地位のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡又はその他正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を退任、退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点（ただし、譲渡制限期間が満了する前に譲渡制限を解除する場合には、当該解除をした時点とする。）において、上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

(ご参考) 本株主総会において本議案につきご承認を頂いた場合、対象取締役のほか、当社子会社の取締役、当社及び子会社の従業員に対しても、同様の内容の制度を導入する予定です。

当社の子会社役員に対する報酬枠は、当社対象取締役同様、現在の子会社取締役に対する株式報酬型ストック・オプションの報酬枠と同額の年額1,200万円以内といたします。また、当社が新たに発行し又は処分する普通株式の総数は、年60,000株以内といたします。

第4号議案 退任取締役(監査等委員である取締役)に対し退職慰労金贈呈の件
監査等委員である取締役西東久氏は、本総会終結の時をもって退任いたします。同氏の在任中の労に報いるため、当社の定める基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は監査等委員である取締役の協議にご一願いたいと存じます。

退任する監査等委員である取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
さいとう ひさし 西 東 久	平成27年11月 当社仮監査役 平成28年 6月 当社監査等委員である取締役(現任)

以 上

株主総会会場のご案内

- 会場 大阪市港区福崎1丁目1番57号
株式会社 杉村倉庫 本店会議室
- 交通 市バス 夕風下車徒歩約5分
J R 大阪環状線 弁天町駅下車徒歩約20分
地下鉄 中央線 弁天町駅下車徒歩約20分
朝潮橋駅下車徒歩約12分

